

# 大阪青山大学 内部質保証の基本方針

## 1. 内部質保証に関する基本的な考え方

本学は、学則第1条で「学校教育法の規定に則り、学術の中心として深く真理を探究するとともに、わが国の文化と伝統に基づいた感性、知性、倫理性及び創造性を備えた個性豊かな教養人を育成し、もって広く社会に貢献することを目的とする。」としている。また、学則第2条に「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する」と定めている。

したがって、目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その改善・向上に努め、適切な水準にあることを本学の責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセス、いわゆる内部質保証体制を構築し、それを堅持することで大学としての社会的使命を果たす必要がある。

内部質保証の中心は教育活動であり、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づき、点検・評価及び改善を恒常的に実施する。

## 2. 内部質保証の推進に責任を負う組織

本学の内部質保証は、全学的マネジメントの下で行うこととし、学長のリーダーシップのもと「大学運営推進会議」がその責任を担う。具体的な活動については、「自己点検評価委員会」がその役割を担い、各学部・学科や委員会、事務組織等と協働して内部質保証の推進にあたる。

## 3. 内部質保証に関する各組織の具体的な役割

自己点検・評価は、日本高等教育評価機構の定める基準項目に基づき、各学部、学科等の部門別の点検状況を踏まえて、少なくとも2～3年に1度、全学的な観点で実施する。各組織の具体的な役割は以下の通り。

- (1) 「自己点検評価委員会」は、中期計画、事業計画、重点課題の進捗達成状況を検証し、日本高等教育評価機構の定める基準項目を踏まえて、各基準項目別に自己点検・評価を実施する。
- (2) 「自己点検評価委員会」は、各基準項目別に評価責任者を配置し、それぞれの点検結果を、委員会で審議して取りまとめ、「大学運営推進会議」に提出する。
- (3) 「大学運営推進会議」は、「自己点検評価委員会」から提出された自己点検結果に基づき、内部質保証の実効性について審議し、評価結果を自己点検・

評価報告(書)として学長に報告する。学長は、重点課題等が認められる場合は、改善を指示するとともに、自己点検評価結果を教授会、(常任)理事会等へ報告を行う。

- (4) 「自己点検評価委員会」は、基準項目別の自己点検・評価や学長から指示された項目に対し、各レベルでの改善状況について検証し、その結果について「大学運営推進会議」に報告する。

#### 4. 教育研究情報の適切な把握とその活用

本学における内部質保証の実効性並びに評価の客観性を高めるために、IR データ、アセスメント項目、学生アンケート等から得られたデータを活用していく。

経営企画室(IR 機能)は、各学部・学科や委員会、事務組織における点検・評価に必要な情報の収集・分析、サポートを行い、客観的で合理的なエビデンスによる自己点検・評価を支援する。

#### 5. 自己点検・評価結果の公表

内部質保証を通じて得られた点検・評価の結果を通して、学内における内部質保証についての理解と情報共有を図るとともに、大学ホームページ等を通じて広く社会に積極的に公表する。

#### 6. 改廃について

本方針の改廃については理事会において審議し決定する。